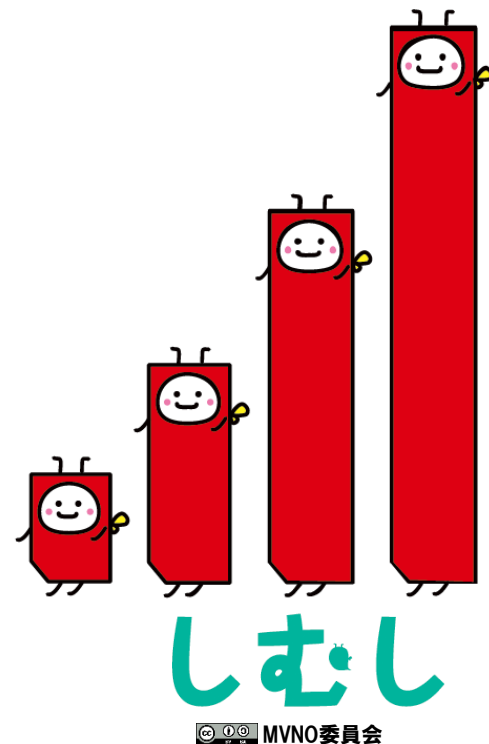


# モバイルフォーラム2017 消費者問題分科会報告

## MVNOを巡る消費者保護などの動向

2017年3月16日  
一般社団法人テレコムサービス協会  
MVNO委員会  
消費者問題分科会主査 木村 孝



# MVNO委員会の構成



## MVNO委員会

佐藤委員長(ビッグロブ)  
島上副委員長(IIJ)

2017年2月末現在で48社のMVNO事業者、端末ベンダーなどが参加

## 運営分科会

川関主査(ビッグロブ)  
佐々木副主査(IIJ)  
木村副主査(ニフティ)

- ① 政策提言の策定、フォロー
- ② 政策提言の具体化活動
- ③ MVNOの広報、周知活動



総務省・基本政策委員会  
総務省・公正競争レビュー 等

## 消費者問題分科会

木村主査(ニフティ)  
石前副主査(ビッグロブ)  
齋藤副主査(ソネット)

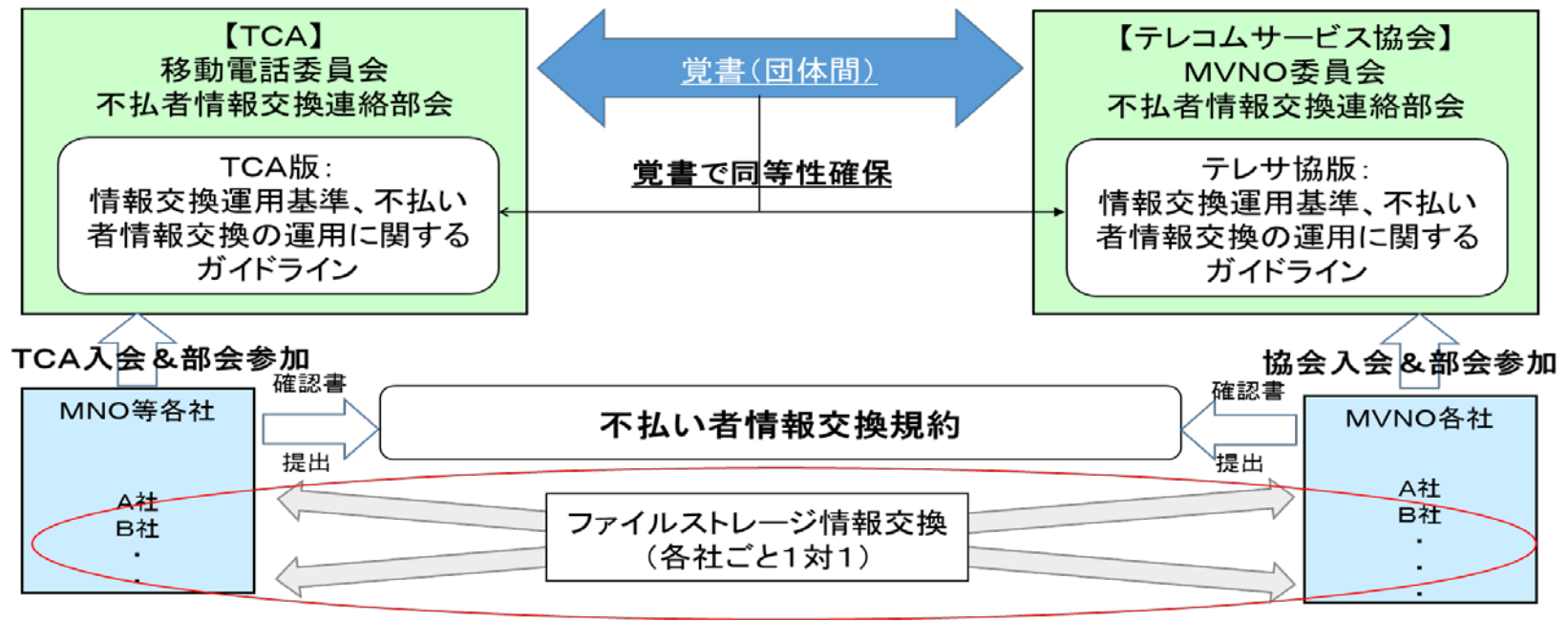
不払者情報交換連絡部会

- ① 消費者問題の情報共有、課題解決
- ② 消費者問題に関する意見交換、調整
- ③ 消費者問題に関する政策提言



総務省・「ICTサービス安心・安全研究会」  
警察庁、消防庁、海上保安庁  
電気通信サービス向上推進協議会のWG 等

# 不払者情報交換連絡部会



協会会員で不払者情報交換連絡部会に参加している事業者数:27社(平成29年3月15日現在)

# 高校生プラス(新モード)とMVNO



- 昨年12月15日  
総務省の青少年  
インターネット環境  
整備タスクフォー  
スにおいてTCAか  
ら提案
- MVNOでの検討  
はこれからです。

## 3 (3) 「新モード」の提供

店頭では、原則従来のフィルタリングを推奨  
 加えて、フィルタリング不使用申出意向のある利用者等への  
**新モード※導入（推奨）によりフィルタリング未加入者を最小化**  
 ※従来のフィルタリング不使用層等をターゲットとした主にSNSを利用可能とするフィルタリング

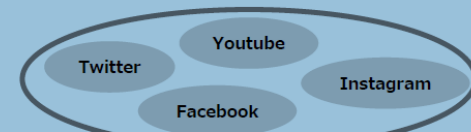
原則は従来の  
フィルタリングサービスを提供



進学して初めてのスマホで、どの  
フィルタリングに入るのがいい？

従来のフィルタリングを推奨  
※小中高生

フィルタリング不使用者最小化  
のため、「新モード」も用意



特定アプリが使えないので、  
フィルタリングは不使用にしよう

新モード(高校生プラス)を推奨  
※主に高校生の高リテラシー層

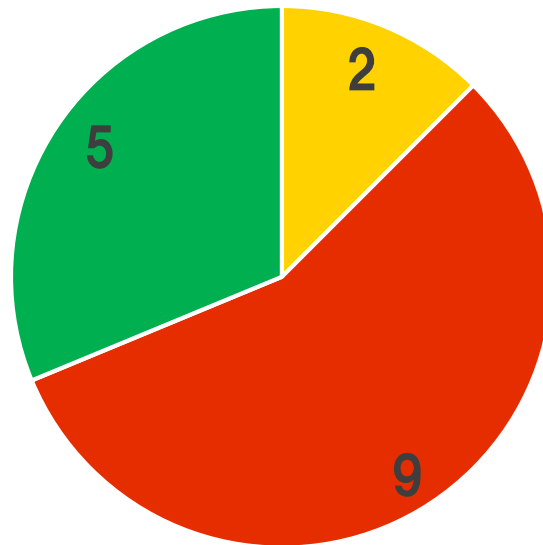
「新モード」の一部は設定が簡便（ID取得省略が可能等）  
であり、利用者等の負担軽減にも期待

総務省ホームページ 青少年の安心・安全なインターネット利用環  
境整備に関するタスクフォー（第4回）資料4-4から抜粋



# 第4回MVNO委員会フィルタリング実態調査 2017年2月 15社回答

## 青少年フィルタリングの提供状況



法人向け専用のMVNOもあり、15社中個人向けに一般的なサービスを提供しているのは12社

このうち10社は何らかのフィルタリングを提供

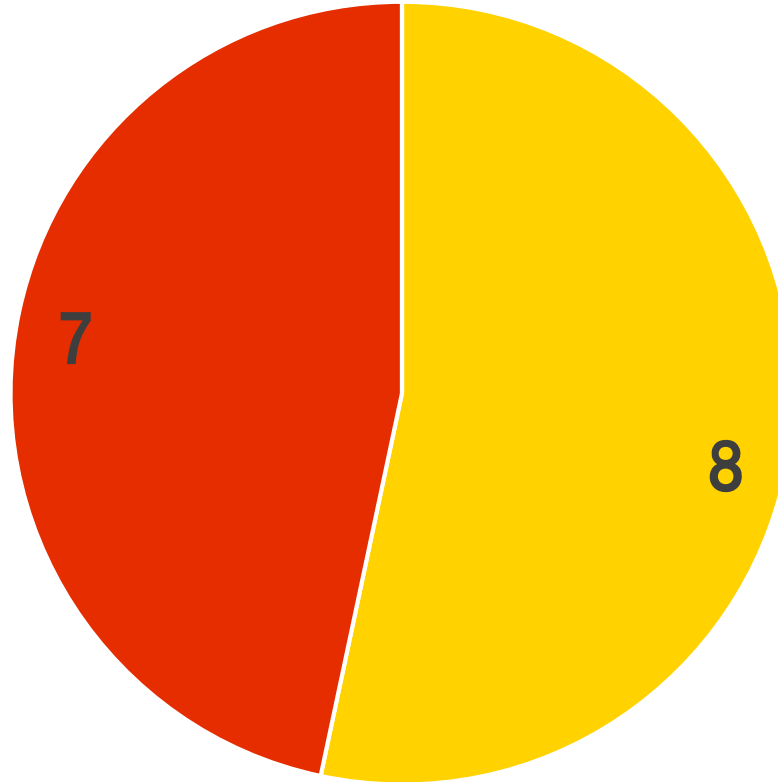
回答に重複あり

- ネットワーク型で提供
- アプリ型で提供
- 提供していない

# 契約者とは別に利用者の把握が求められます。



契約者とは別に利用者を把握しているか？



- 契約者のみ
- 契約者とは別に利用者の情報を登録 年齢含む

# MVNOと初期契約解除(クーリングオフ)



- 2016年5月施行の改正電気通信事業法では、初期契約解除(クーリングオフ)という制度が導入されました。
- MVNOで初期契約解除の対象となるのは2年など期間拘束、違約金ありのデータ通信サービスのみです。(総務省告示)  
(確認措置の認定を受けたもの\*を除く)
- 音声付MVNOは初期契約解除の対象外です。

**\*MVNOでは5社のサービスについて認定をされていて、一覧が総務省の「電気通信事業分野における消費者保護施策」のページで公開されています。**

# 特殊詐欺の動向



- 携帯電話から、IP電話、MVNOへ
- 以前はレンタル携帯電話が使われてきたが、MNOが規制を強化
- IP電話が大量解約を実施したことから、MVNOが標的になる可能性
- 総務省からMVNOの提供するスマホにおける特殊詐欺(オレオレ詐欺)への対策について要請文が発出(次ページ)

**新聞各社の報道(著作権者の許諾を得ていないためイメージは削除してあります)**

12月20日 東京新聞

12月13日 産経新聞 1面

12月31日 朝日新聞 社会面





# MVNO委員会の対応

- 2016年3月 「携帯電話不正利用防止法に基づくMVNOにおける契約者確認等のガイドライン」を作成 MVNO事業者に限定公開
- 2016年8月「携帯電話不正利用防止法に基づくMVNO事業者における役務提供拒否のガイドライン」を作成 MVNO事業者に限定公開
- 身分証明書として偽造免許証や偽造保険証が使われた場合、同法11条に基づき、9条に規定する契約者確認なしでの解約（役務提供拒否）を開始した。
- 2017年1月 総務省から「MVNO事業者の提供するスマートフォン等における特殊詐欺利用への対策について（依頼）」文書が発出される。（MVNO事業者による未然防止措置の強化など）
- 警察庁、警視庁などと連携、情報交換をかなりの頻度で実施。



# MVNOの実効速度測定

- 2月8日の日本経済新聞の1面に大きく、総務省がMVNOの実効速度測定2017年度にも開示するよう求めるという記事が掲載
- 実際には総務省はそのようなことを求めてはいないが、平成29年度総務省所管予算(案)の概要においてモバイル通信環境の多様化に対応した実効速度計測の環境整備 0.5 億円(新規)というのが盛り込まれている。
- MVNOの実効速度については、昨年以来電気通信サービス向上推進協議会の実効速度適正化委員会で検討が行われている。
- MVNO委員会でも、「MVNOの実効速度に関するタスクフォース」を設置し、これに対応する予定。